

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(久喜市職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 久喜市職員の分限に関する条例(平成22年久喜市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

(久喜市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 久喜市長及び副市長の給与等に関する条例(平成22年久喜市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第6条の2第3号及び第4号並びに第6条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑以上の刑」に改める。

(久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例(平成22年久喜市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第7条第3号及び第4号並びに第8条第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑以上の刑」に改める。

(久喜市一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 久喜市一般職職員の給与に関する条例(平成22年久喜市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第17条の5第3号及び第4号並びに第17条の6第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑以上の刑」に改める。

(久喜市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正)

第5条 久喜市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成22年久喜市条例第177号)の一部を次のように改正する。

第22条第1項及び第2項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(久喜市普通河川等管理条例の一部改正)

第6条 久喜市普通河川等管理条例(平成22年久喜市条例第198号)の一部を次のように改正する。

第18条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(久喜市消防団条例の一部改正)

第7条 久喜市消防団条例(平成23年久喜市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第5条中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑以上の刑」に改める。

(久喜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第8条 久喜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(平成24年久喜市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑以上の刑」に改める。

(久喜市行政不服審査会条例の一部改正)

第9条 久喜市行政不服審査会条例(平成28年久喜市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第6条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(久喜市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第10条 久喜市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年久喜市条例第5号)の一部を次のように改正する。

附則第3条第4項及び第5項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(久喜市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第11条 久喜市情報公開・個人情報保護審査会条例(令和5年久喜市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第14条及び附則第2条第5項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)の施行の日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、又はなお効力を有することとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、又はなお効力を有することとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみな

す。

(久喜市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部改正に伴う経過措置)

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の久喜市長及び副市長の給与等に関する条例第6条の3第1項第1号、第3条の規定による改正後の久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例第8条第1項第1号及び第4条の規定による改正後の久喜市一般職職員の給与に関する条例第17条の6第1項第1号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。